

# 中小企業魅力発信支援事業業務に関する説明書

平成27年5月

## 1 委託事業の名称

中小企業魅力発信支援事業

## 2 目的

長岡の企業に焦点を当てる機会を積極的に設け、中小企業の情報発信を支援することにより、学生を始めとするU・Iターン希望者へ魅力ある地元企業の認知を広めるもの。

## 3 業務の概要

以下の内容について、企画、提案、取材・制作、広報及び実施運営を含めた業務とする。

### (1) 動画制作

ア 次のいずれかの条件を満たす企業の採用動画を取材・制作する。

(ア) 市内に本社がある企業

(イ) 市内に支店があり、かつ採用拠点となっている企業

(ア)の条件を優先する。

大学生等の新卒採用やU・Iターンなどの社会人採用をしている企業とする。

イ 制作する動画本数は、最低40本(40社)とする。

ウ 1本あたり1分~1分半にまとめ、字幕、音声、音楽などを効果的に挿入する。

エ 次の内容を含むことを基本とし、構成や編集は各企業の要望に合わせる形とする。

社長からのメッセージ

働く従業員からのコメント

企業概要

オ Windows Media Player で開ける形式(.wmv)で作成すること。

(動画は市でYouTubeを活用し、配信する。)

### (2) 制作する企業の募集

企業募集に関する周知活動を行う。

### (3) YouTubeに掲載した動画の再生回数を増やす取り組み

掲載した動画の再生数が多くなるよう、制作段階で工夫する

## 4 対象事業者等

(1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。

(2) 過去2年間における、映像制作実績があること。

(3) 市との打ち合わせや連絡調整に対して、電話やメール対応だけでなく、市役所開庁時間内に迅速に行うことができること。さらに、効果的な企画立案や広報体制が整備されていること。

- (4) 市内企業とのネットワークを保有していること。
- (5) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (8) この公告日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) この公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 委託契約期間

平成 27 年度          平成 27 年 6 月（予定）から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 6 委託費

4,700,000 円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

## 7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

## 8 提案書の作成

### (1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは中小企業魅力発信業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

### (2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 過去2年間における映像制作実績（任意様式）

ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

エ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

オ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

カ 取り組み方針や内容等

現在の企業の人材獲得における課題やその改善方法などに関する、貴社の現時点における認識や考え方を提案すること。

また、制作する動画のイメージが分かるよう、写真等を用いわかりやすく提案書に盛り込むこと。（デモCMの作成も可）

キ 貴社のアピールポイント

ク 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）で記載すること。

ケ 業務スケジュール

契約後の業務スケジュール

(3) 提案書の書式

- ・用紙はの向きは縦とし、A4判横書きで、8(2)ウ、エを除き片面8枚以内に簡潔にまとめること。
- ・文字のポイントは10ポイント以上とすること。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所（本社、長岡支社）、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとする。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

ファクス及び電子メールとする。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。

イ 提出先 長岡市商工部商業振興課

住 所 〒940-0062

長岡市大手通2 - 6 長岡市役所大手通庁舎6階

電 話 0258 - 39 - 2228

F A X 0 2 5 8 - 3 6 - 7 3 8 5

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成27年5月14日(木曜日)午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 4部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)

イ 体裁 片面印刷とし、左側1カ所をホチキス止めすること。

ウ 提出先 長岡市商工部商業振興課 (参加表明書提出先に同じ)

エ 提出期限 平成27年5月28日(木曜日)午後5時

オ ヒアリング 期日：平成27年6月1日(月曜日)

会場：長岡市役所大手通庁舎 6階 コラボレーションルーム

(ア)参加者は2名までとし、プレゼンターには、選考された場合に当市を担当する者を指定する。

上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当すること

(イ)ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

(ウ)プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクターを使用する場合は、参加表明書にその旨を記載すること。また、参加表明後にやむを得ずパソコン等の使用を希望、又は廃止したい場合は、遅くとも提案書提出までに申し出ること。

プロジェクター、スクリーンは当課で用意する。パソコンは各自持参のこと。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1)質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、ファクスまたは電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部商業振興課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成27年5月19日(火曜日)午後3時まで

(2)回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成27年5月21日(木曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、

最優秀者及び次点者を決定する。

- ( 1 ) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- ( 2 ) 見積金額が、予算額以内であること。
- ( 3 ) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

## 12 選考結果通知

- ( 1 ) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- ( 2 ) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内にその理由の説明を  
書面で求めることができる。

## 13 その他留意事項

- ( 1 ) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- ( 2 ) 提出いただいた提案書は、返却しない。
- ( 3 ) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- ( 4 ) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- ( 5 ) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市商工部商業振興課  
住 所：〒940 - 0062  
新潟県長岡市大手通2 - 6  
フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階  
電 話：0258 - 39 - 2228  
F A X：0258 - 36 - 7385  
e-mail：syougyo@city.nagaoka.lg.jp